

○相続手続 ○名義変更 ○遺言書作成 ○成年後見

遺産相続 ガイドブック

～遺産相続・名義変更・遺言・成年後見のてびき～



グリーン司法書士法人・行政書士法人

遺産相続・遺言・成年後見を総合サポートいたします。

01 安心相続サポート



グリーン司法書士法人・
行政書士法人
代表 司法書士・行政書士
山田 慎一

昨今、相続というキーワードが良く新聞やニュースで取り上げられております。

法律に携わる者として相続に関する業務にあたらせて頂いてよく感じるのが少しの対策や知識で防げたトラブルや失敗が殆どだという事です。

例えば、遺言書を書いておけば何も問題が起こらなかったのという事例や、相続放棄という制度を知っておけば背負う必要のなかった負債を負ってしまった事例など・・・。

被相続人の方が生前、家族の為に頑張って築いた財産を巡って大切な家族が揉めてしまつては残念でならないでしょう。

そして相続手続きに関して言うと、この手続きは税理士、この手続きは司法書士とどこに相談すれば良いのか分かりにくいと思っている方が多いのです。

我々は各士業と連携してワンストップで相続に関する様々なお悩みを解決しております。そして、安心してご依頼頂ける環境をつくり皆様のご相談をお受けいたします。

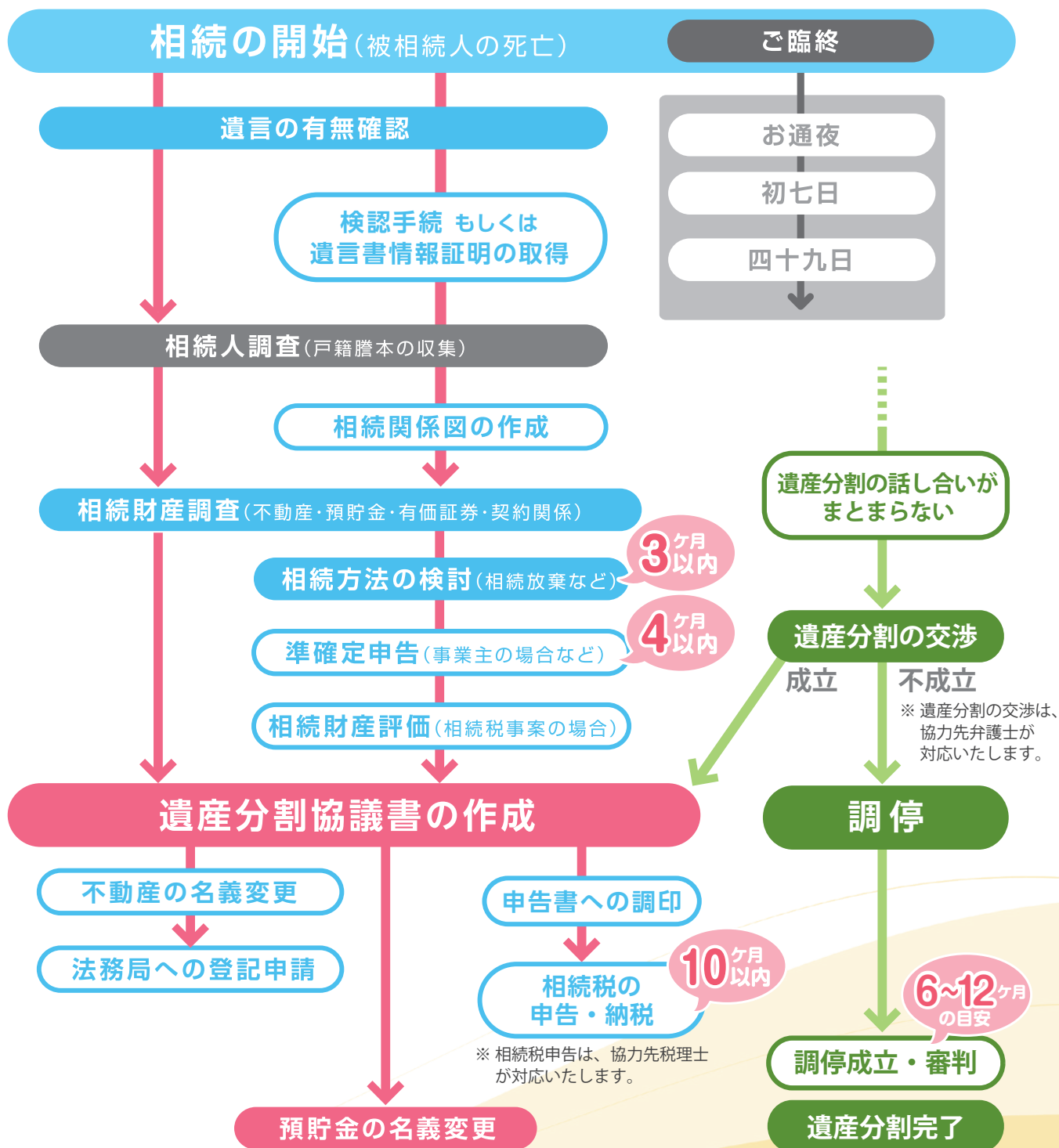
我々の法律知識と豊富な経験で、安心・安全な相続手続きを通じて社会に貢献したい！という想いで業務にあたります！

目次

01	安心相続サポート	2
02	遺産相続の流れ	3
03	相続人調査と相続関係説明図の作成	4
04	こんな場合の相続は要注意！	5
05	相続財産の調査と遺産目録	6
06	3か月以内に相続方法を決定しよう	7
07	遺産分割協議書の作成	8
08	名義変更手続の方法を確認しよう	9
09	相続税の申告には	10
10	相続税の税率(平成27年以降)	11
11	遺言書の作成	12
12	任意後見と法定後見	14
13	生前贈与と贈与税	15
14	相続手続の一覧はこちらです！	16
15	3つの安心・納得サポート	18
16	グリーン司法書士法人・行政書士法人の紹介	19



02 遺産相続の流れ



one point

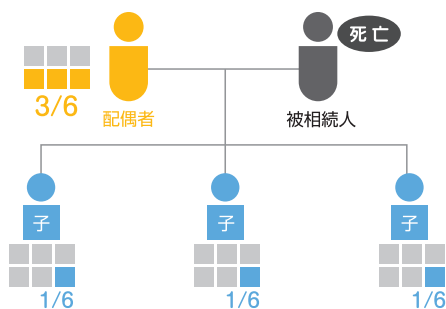
相続手続には**順序**があるので、しっかりと流れを押さえましょう



相続人とは相続する権利がある方のこと、**相続分**とは相続人が遺産を相続できる**法律上の割合**のことを言います。法律では相続人とその相続分について次のように定められております。

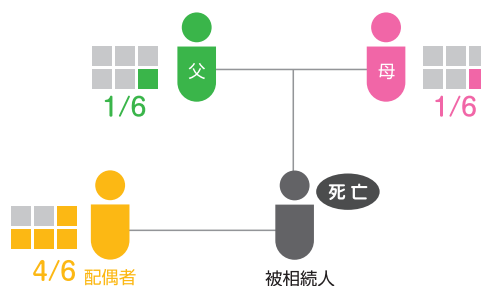
- 配偶者は、常に相続人になる。
- 血族は、第一順位は直系卑属である「子」が相続人となる。
- 子がなければ、第二順位（父母などの直系尊属）が相続人となる。
- さらに直系尊属がいなければ、第三順位（兄弟姉妹）が相続人となる。
- 相続分は血族の順位により異なり、割合は人数で等分する。

配偶者と子（第一順位）が相続する場合



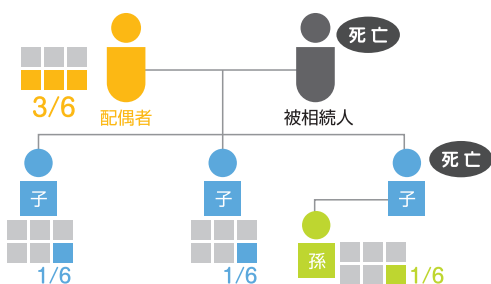
配偶者は1/2、子に残りの1/2を人数で等分

配偶者と親（第二順位）が相続する場合



配偶者は2/3、父母は残りの1/3を人数で等分

子の1人がすでに死亡し、その孫がいた場合



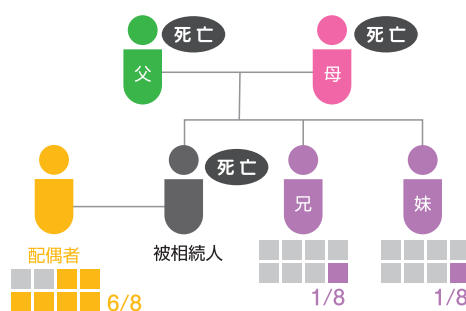
死亡した子の子（被相続人の孫）は相続人となる（代襲相続）※2

※1 実子と養子の相続分は同じです。

※2 相続人になるはずだった子が死亡しても、さらにその子がいる場合には、第1順位の相続権を引き継ぎます。（代襲相続）

※3 第3順位の相続権はその子（相続人のおい／めい）のみ一代に限り引き継ぎます。

配偶者と兄弟姉妹（第三順位）が相続する場合



配偶者は3/4、兄弟姉妹は残りの1/4を人数で等分

one point

戸籍謄本をもとに相続人を確定して、それを紙にまとめたものが相続関係説明図になります。



相続人を調査していると、下記のように相続人の方が認知症であるなど**遺産分割ができる状態ではない**場合も少なくありません。

これをいい加減に進めてしまうと、後から**相続手続が無効**になってしまいうこともあります。

事前に家庭裁判所にて代理人選任の申し立てを行うなど、申請や手続に時間がかかる場合もありますので、該当する相続人がいるかどうか早い段階で確認し、適法に手続を進める必要があります。

相続人に認知症の方がいる場合

認知症など相続人として意思表示ができない方がいる場合、相続手続を進めることができないため後見人や特別代理人を立てる必要があります。この場合家庭裁判所に対して申立てを行う必要があります。



相続人に未成年者がいる場合

未成年の相続人は、遺産分割協議に参加することは出来ません。未成年者は、成人と対等な判断能力が無いと想定され、遺産分割協議において正しい判断が出来ないと考えられているからです。この場合も、家庭裁判所を通じた手続が必要です。



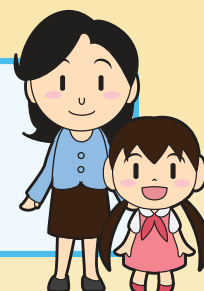
相続人が行方不明の場合

相続人に**行方不明者**がいる場合、家庭裁判所に**不在者財産管理人選任**の申し立てをし、その管理人が家庭裁判所の許可を得て行う方法か、もしくはある一定期間行方不明であることを条件として家庭裁判所に**失踪宣告の申し立て**を行う方法があります。



相続人に前妻(前夫)の子供がいる場合

前妻(前夫)との間の子供にも、他の相続人と同じように相続する権利があります。遺産分割協議をする際には、その子供たちも参加しなければなりません。戸籍謄本を確認して、**相続関係を把握**することが必要です。



遺産（相続財産）とは何か？



遺産（相続財産）とは、亡くなった人が残した財産のことで、一般的には**不動産**（土地・建物）や**金融資産**がメインとなります。プラスの財産以外にも、借金（債務）や連帯保証債務などのマイナスの財産も相続財産となりますので注意が必要です。

これらの相続財産をしっかりと調査して作成する遺産目録をもとに遺産分割をすることが望ましい流れとなります。

まずは、3ヵ月以内を目安にしっかりと相続財産調査を行いましょう。

プラスの財産

不動産（土地・建物）

宅地・居宅・農地・店舗・貸地など

不動産上の権利

借地権・地上権・定期借地権など

金融資産

現金・預貯金・有価証券・小切手
株式・国債・社債・債権・貸付金
売掛金・手形債権 など

動産

車・家財・骨董品・宝石・貴金属 など

その他

株式・ゴルフ会員権・著作権・特許権 など

マイナスの財産

借金

借入金・買掛金・手形債務
リース未払金 など

公租公課

未払の所得税・住民税・固定資産税 など

保証債務

保証人、連帯保証人、
物上保証人になっている場合

その他

未払費用・未払利息・未払の医療費
預り敷金 など

遺産に該当しないもの

生活保護受給権

身元保証債務

受取人指定のある
生命保険金墓地、霊廟、仏壇
仏具、神具など
祭祀に関するもの

などがあります。

遺産の評価をどうするか？

民法と税法で遺産の内容と評価方法が異なったり、同じ財産に複数の評価方法があったりと、遺産の評価には専門的な判断が必要です。

税理士や行政書士、司法書士などの専門家のアドバイスを受けることをおすすめいたします。



相続方法の決定

相続の方法には「単純承認（単純相続）」「相続放棄」「限定承認」の3つの種類があります。

単純承認（単純相続）

相続開始を知った時から、3か月以内（熟慮期間）に相続放棄または限定承認の手続をとらない場合、自動的に**単純承認**となります。また、3か月以内に相続財産の全部または一部を処分した場合も、自動的に相続したものとみなされます。

相続放棄

相続放棄とは、被相続人の遺産のすべてを放棄し、一切の財産を相続しない方法です。相続放棄は、相続の開始を知った時から**3ヶ月以内**に家庭裁判所に申述しなくてはなりません。相続財産には、「不動産」「現金」「株式」「自動車」などのプラス財産があれば、借金や住宅ローンなどのマイナス財産も存在します。亡くなった方の遺産が、プラス財産よりマイナス財産の方が多い場合には、相続放棄を含め、専門家に相談しましょう。



限定承認

限定承認とは、被相続人の残した財産にプラスの財産とマイナスの財産があった場合、プラス財産の限度においてマイナス財産も相続し、それ以上マイナス財産を相続しない方法です。家庭裁判所に限定承認の申立てを相続人が相続開始を知った時から3か月以内に行う必要があります、なお相続人が複数名の場合は、全員が共同で申立てをしなければなりません。

相続方法の決定を（熟慮期間の3か月）延期したい場合

相続人が相続開始があったことを知った時から3か月以内に、単純相続するか、相続放棄をした方がよいか、判断する資料が揃わない場合は、家庭裁判所に申立てをすることによって**期間を伸ばす**こともできます。

3か月经過後の相続放棄

場合によってはマイナスの相続財産（債務・借金）があることを知った時から**3か月经過後でも、相続放棄が可能**な場合があります。これについては、当事務所の無料相談をご活用ください。

遺産分割協議書とは



相続人の確定及び遺産（相続財産のすべて）の調査ができた上で、作成するのが**遺産分割協議書**となります。

遺産分割協議とは、相続開始により法定相続人の共有となった遺産を、個々の財産に分けるための協議を指します。この協議により共有であった遺産は、相続人個々の所有物になります。協議の内容を記載した文書を遺産分割協議書といいます。

遺産分割協議書を正確に作成することができればしっかりとした効力を持つため、法務局や金融機関における各種の名義変更をスムーズに行うことができます。なお撤回ができないため、やり直しの場合には相続人全員の合意が必要になります。

遺産分割協議書 作成のポイント

1. 遺産分割協議は**相続人全員で行わなければ効力がありません**。戸籍調査の上、間違いの無いように注意してください。遺産分割協議は、全員が一堂に会して協議する事までは要求されませんが、他の相続人に、内容を確認してもらったうえで、実印を押してもらう方法が取られております。
2. **法定相続人全員が、署名・捺印**をします。厳密には署名ではなく記名でもかまいませんが、後々の紛争・トラブルを防ぐためにも署名するようにしてください。印鑑は**実印を使わないと、不動産の名義変更や銀行の手続きができません**。
3. 財産の表示方法に注意が必要です。不動産の場合、住所ではなく登記簿どおりの表記にしてください。銀行等は、支店名・口座番号まで書いてください。
4. 割印が必要です。遺産分割協議書が用紙数枚にわたる場合、**法定相続人全員の実印で割印（契印）**してください。
5. 印鑑証明書の添付が必要です。遺産分割協議書には、実印の押印が必要ですが、それと共に**印鑑証明書**も添付してください。

one point

遺産分割協議がまとまっていない段階では名義変更が進められません。
しっかりと確認していきましょう。

不動産の名義変更

相続が起こった場合、被相続人名義の不動産登記簿を相続人名義に変える手続をする必要があります。トラブルになりやすいため、速やかに名義変更を行いましょう。

手 順	内 容
手続の方法	物件所在地を管轄する法務局へ登記申請します。 当事務所にご相談ください。
名義変更に必要な基本書類	● 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本 ● 法定相続人の戸籍謄本 ● 法定相続人の住民票（本籍地記載）または戸籍の附票 ● 法定相続人の印鑑証明書（銀行は、3か月以内のもの。登記は期限無し） ● 遺産分割協議書 ● 遺言書 ● 不動産の固定資産税評価証明 など
費用	相続登記の登録免許税として固定資産評価額の 4/1000 が必要となります。

預貯金の名義変更

一部相続人による不当な預金の引き出し防止のため、金融機関は被相続人の死亡を確認次第、口座を凍結します。原則、預貯金の払戻し手続には相続人全員の協力が必要です。

手 順	内 容
手続の方法	名義変更に必要な基本書類 （協議書または遺言書・法定相続人の印鑑証明書・被相続人の戸籍謄本・法定相続人の戸籍謄本）の他に、 ① 金融機関所定の払い戻し請求書 ② 被相続人の預金通帳と届出印 ③ 遺産分割協議書（相続人全員が実印で押印） など

株式の名義変更

上場株式は証券取引所を介して取引が行われていますので証券会社と相続する株式を発行した株式会社の両方で手続をすることになります。

手 順	内 容
証券会社保有の場合	証券会社に手続を依頼。手数料がかかります。
自己保有の場合	名義書換のための所定の用紙（信託銀行等）を取り寄せて手続します。費用はかかりません。



相続税とは、被相続人（死亡した人）の死亡により、被相続人の親族等（相続人）が相続で取得する財産に対して課税される税金です。遺言書によって譲り受けた財産についても相続税が課税されます。相続税の申告と納税は、相続の開始があったことを知った日（通常は、亡くなった日）の翌日から **10 か月以内**に、亡くなった方の死亡時における住所地を管轄する税務署に対して行わなければなりません。申告の期限までに申告しなかった場合には、本来の税金以外に加算税・延滞税がかかりますので注意が必要です。

相続税の計算方法

STEP 1

課税価格を算出

「相続財産の価格」＋「みなし相続財産」－「債務・葬式費用の金額」＋
「(A) 相続時精算課税の適用を受けた贈与財産」＋
「(B) Aを除く3年以内の贈与財産」

STEP 2

課税遺産総額を算出

「課税価格」－「基礎控除額（3000万円＋法定相続人の数×600万円）」

STEP 3

相続税の総額を算出

「課税遺産総額」×「各人の法定相続割合」×「税率」－「控除額」

※これを相続人ごとに行って合計する。11Pの早見表を参考。

STEP 4

各人の相続税額を算出

「相続税の総額」×「各人のあん分割合（各人の課税価格／課税価格合計）」

STEP 5

各人の税額の加算・控除

これらの加算または控除後の金額が納付すべき相続税額となります。

加算項目

- 税額の2割加算（1 親等血族〔代襲相続人を含む〕配偶者以外の人に適用されます）

控除項目

- 贈与税額控除
- 未成年者控除
- 相次相続控除
- 配偶者の税額軽減
- 障害者控除
- 外国税額控除



平成27年1月1日から、**相続税が改正**されました。東京・大阪では10～20%ちかくの方が申告の対象となっております。しっかり確認していきましょう。ここでは相続税の**基礎控除と税率**についてご案内させていただきます。

<相続税の基礎控除>

・基礎控除 3000万円 + (法定相続人の人数) × 600万円

例えば、相続人が2名の場合の相続税の基礎控除は4200万円
(3000万円 + 2名 × 600万円) となります。

相続税の税率について

税率は、各法定相続人の取得金額における税率となりますのでご注意ください。

(平成27年1月1日～)

各法定相続人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円越	55%	7,200万円

実際に相続税の計算について確認してみましょう。

前提 相続人2名 相続財産6000万円

この場合、基礎控除の4200万円を超える財産(1800万円)が相続税の課税対象となります。次に、相続人が2名ですので $1800 \text{万円} \div 2 \text{人} = 900 \text{万円}$ が各法定相続人の取得金額となります。よって、上記表の1000万円以下の税率10%を掛けると、1名あたり90万円($900 \text{万円} \times 10\%$)となり、相続税は180万円($90 \text{万円} \times 2 \text{名} = 180 \text{万円}$)となります。

※詳細の相続税の計算は、専門の税理士にご相談ください。

名前、印鑑、日付は必須です。
日付まできちんと書いてください。
令和●年●月吉日等はNGです。

遺言の内容をより確実に実現するため、
遺言執行者を指定しておきましょう

遺言書に書く
協議をするこ

三、長男●●一郎（昭和○年八月八日生）には次の財産を相続させる。

①株式会社○○商事の株式一万株

四、一条～三条に記載した以外の私の財産のすべてを妻●●花子に相続させる。

五、東京都新宿区新宿二丁目十六番八号 新宿北斗ビル三階
グリーン司法書士法人 を遺言執行者に指定する。

付言事項

私の人生は、愛する妻と愛すべき二人の子どもに恵まれて幸せでした。妻花子の今後の生活のことを考えてこの遺言書をつくりま
す。さくらと一郎にはお母さんのことを大事に、私の死後も家族
仲良く生活していつてくれることを願います。

令和三年九月十五日

東京都新宿区○○○○

●●辰夫

印

コラム Column

専門家の作る遺言書は何が違うの？

専門家が起案する遺言書のポイントは以下の通りです。

遺産相続に関する各種対策をご提案します。

- ▶ 相続に関連する法律（民法）上の対策
- ▶ 相続に関連する税法上の対策
- ▶ 相続人の人間関係を配慮した対策

相続手続きがスムーズに進むようにご提案します。

- ▶ 相続財産の名義変更が円滑に進むような記載方法をご提案します。
- ▶ 遺言の執行までお手伝いします。

※その他、相続税対策、納税対策まで見据えた遺言のトータルサポートも税理士と共同で対応しております。



残っていない財産が出てきたときに、遺産分割
ことなく妻がそれらの財産を相続できます。

タイトルはなくても有効ですが、書いた方がよいで
しょう。自筆証書遺言の場合は、全文自筆で書く必
要があります。

※相続法の改正により、平成31年1月13日から、財産目録はパソ
コンで作成が可能になりました。

遺言書

私は、私の遺産について、次のとおり遺言する。

一、妻●●花子（昭和○年十月一日生）に対しては次の財産を相続
させる。

① ●●県●●市●●一丁目
地番 二番三

宅地 ○○平方メートル
② 同地同番地 家屋番号 五番

居室 木造瓦葺二階建
一階 ○○平方メートル
二階 ○○平方メートル

遺産が不動産の場合、
登記簿謄本どおり正確に
記載しましょう。

二、長女●●さくら（昭和○年三月十五日生）には、次の財産を相続
させる。

① ●●銀行本店営業部の私名義のすべての預金債権

預貯金、株式その他の財産についても、客観的な資
料からできるだけ詳しく正確に特定しましょう。

遺言の相手方については、自分との続
柄、生年月日で特定し、第三者の場合
は、住所も記しておくとういでしょう。



遺言は作っただけでは効力を発揮しない!?

遺言書を公正証書で作成する場合、事前に公証人による法的なチェックを受けることがで
きるため、確実に遺言書を残すことが出来ます。しかし、自筆遺言の場合、作っただけで
は効力を発揮せず、相続開始後に検認手続きが必要となります。

なお、平成30年7月6日に、「法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法
律第73号）」が成立しました。同年7月13日に公布。これを受けて、令和2年7月10日
に施行しましたので、法務局にて保管の申請をすることで、従来の「検認手続き」を不要と
することができます。

12 任意後見と法定後見

成年後見制度とは



成年後見制度とは、認知症や知的障がいなどの理由で、判断能力の不十分な方のために、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの法的な判断をサポートする制度です。判断能力の不十分な方は遺産分割協議にも参加することができないため、成年後見制度を利用して、成年後見人が判断能力の不十分な方に代わって遺産分割協議をすることになります。

成年後見(法定後見)とは

成年後見(法定後見)には、本人の判断能力の程度に応じて後見、保佐、補助の3類型があります。いずれも家庭裁判所の審判によって、後見人(保佐人・補助人)と呼ばれる支援者が選任されて開始します。多くの場合は本人の親族が選ばれますが、司法書士や弁護士、福祉に関する専門家、他の法人などが選ばれる場合もあります。

任意後見制度とは

任意後見とは、将来の後見人の候補者を本人があらかじめ選任しておくものです。この人のことを**任意後見人**といいます。任意後見の契約は、公証役場にて公正証書の作成によって行われます。また、近年では任意後見開始までの期間も信頼できる方と委任契約を結んでおくことも少なくありません。ご興味がある方は、お気軽にお問い合わせください。

任意後見のメリット

- ▶ 今現在、本人に判断能力の低下がなくても利用することができる
- ▶ 契約内容が登記されるので任意後見人の地位が公的に証明される
- ▶ 家庭裁判所で任意後見監督人が選出されるので、任意後見人の仕事をチェックできる

任意後見契約
財産管理契約

家庭裁判所に申立て
任意後見の開始

遺言書に基づいて
相続手続の開始

正常の状態

認知症を発症

ご臨終

生前贈与と贈与税

生前贈与とは、遺産相続と関連して生前に自分の財産を相続人などに分け与える行為のことを言います。生前贈与は、遺産分割対策や相続税の対策として行われることが一般的ではありますが、一定金額を超える贈与については、**贈与税の対象**となりますので注意が必要となります。

生前贈与の注意点

- ① 贈与税と相続税の節税額の分岐点を確認しておく
- ② 相続開始前3年以内の相続人に対する贈与は相続財産として加算されることを確認する

生前贈与で大きな問題となるのは贈与税です。

贈与税は暦年課税で、**1年間に基礎控除額が110万円**です。

つまり、年間で110万円以下の贈与については課税されず、申告も不要ですので、一番シンプルな生前贈与の方法だといえます。贈与税の早見表は下記のとおりです。

(平成27年1日1日～)

課税価格（基礎控除後）	一般税率	控除額	特例税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—
200万円超～300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超～400万円以下	20%	25万円		
400万円超～600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
600万円超～1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,000万円超～1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
1,500万円超～3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
3,000万円超～4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円

※課税価格は、110万円の基礎控除をさし引いた後の金額となります。

※特例税率は直系尊属（父母・祖父母）からの贈与による財産を取得した受贈者（贈与年の1月1日において20歳以上の者に限ります）について適用されます。

基本手続	☐ 死亡届	市区町村役場（7日以内）
	☐ 死体火葬埋葬許可申請	市区町村役場（7日以内）
	☐ 世帯主変更届	市区町村役場（14日以内）
	☐ 児童扶養手当認定請求	市区町村役場（世帯主変更届と同時）
	☐ 復氏届	市区町村役場
	☐ 姻族関係終了届	市区町村役場
	☐ 子の氏変更許可申請	家庭裁判所
	☐ 改葬許可申立て	旧墓地の市区町村役場
	☐ 国民健康保険証	市区町村役場
	☐ シルバーパス	市区町村役場
	☐ 高齢者認証福祉サービス	福祉事務所
	☐ 死亡退職届	勤務先
	☐ 身分証明書	勤務先
	☐ 最終給与	勤務先
	☐ 社会保険証	勤務先
やめる手続	☐ クレジットカード	クレジット会社
	☐ 借金（負債の確認）	金融機関・ローン会社
	☐ 会員証	デパート・フィットネスクラブ・JAF・老人会など
	☐ リース・レンタルサービス	リース会社・レンタル会社
	☐ 金融取引（預金）	金融機関
	☐ 証券取引（株・投資信託）	証券会社
もらう手続	☐ 生命保険・入院保険	生命保険会社
	☐ 団体弔慰金	共済会・互助会・協会・サークル
	☐ 簡易保険	郵便局
	☐ 死亡退職金	会社
	☐ 遺族共済年金	共済会
	☐ 葬祭料	共済会・市区長村役場（2年以内）
	☐ 生命保険付住宅ローン	銀行（団体生命保険）
	☐ クレジットカード	カード会社（保険附帯確認）
	☐ 遺族基礎年金の請求（国民年金）	市区町村役場
	☐ 寡婦年金の請求（国民年金）	市区町村役場
	☐ 死亡一時金の請求（国民年金）	市区町村役場
	☐ 遺族厚生年金の請求（厚生年金）	社会保険事務所
	☐ 遺族共済年金の請求（共済年金）	社会保険事務所
	☐ 葬祭費の請求（国民健康保険）	市区町村役場
	☐ 埋葬費の請求（社会保険）	勤務先・社会保険事務所
	☐ 高額療養費の請求（健康保険）	市区町村役場・社会保険事務所
	☐ 高額療養費の還付	社会保険事務所
	☐ 遺族補償年金・一時金の請求	労働基準監督署

相続手続のスケジュールが分かったら、ご自身がどこでどんな手続をするべきかをチェックしてみましょう。相続手続は性質によって大きく5つに分類できます。「基本手続」・「やめる手続」・「もらう手続」・「引き継ぐ手続」・「法律上の手続」です。期限があるものも多く、優先順位をつけることも重要です。手順は下記の通りです。



引き継ぐ手続

☐ 借地契約	地主
☐ 賃貸住宅	管理会社・家主
☐ 公営住宅	公営管理団体
☐ 家屋の火災保険	損害保険会社
☐ 預金・貯金	各金融機関
☐ 出資金	各金融機関
☐ 株	証券会社、会社
☐ 自動車	陸運局
☐ 自動車保険	損害保険会社
☐ 保証金	保証金の預け先
☐ 貸付金	貸付先
☐ 電話加入権	電話会社
☐ 水道光熱費	電気・ガス会社・水道局
☐ 会員権	ゴルフ・リゾートクラブ
☐ 事業の許認可	管轄官庁（行政書士）
☐ 著作権	各著作権協会
☐ 借金（住宅ローン、クレジット）	各金融機関・ローン会社
☐ 保証人の地位	債権者
☐ 固定資産税・都市計画税の承継	市区町村役場

法律上の手続

☐ 相続人の確定（相続関係説明図の作成）	市区町村役場
☐ 遺産の調査（遺産目録の作成）	引き継ぐ手続先全て
☐ 遺産分割協議書の作成	相続人
☐ 特別代理人選任の申立て（相続人が未成年の場合）	家庭裁判所
☐ 遺言書の検認（自筆遺言書の場合）	家庭裁判所
☐ 遺言書情報証明書	法務局（司法書士）
☐ 遺言執行者選任の申立て（遺贈の場合）	家庭裁判所
☐ 相続放棄・限定承認の申述	家庭裁判所
☐ 不動産の名義変更登記（相続登記）	法務局（司法書士）
☐ 会社役員の死亡登記	法務局（司法書士）
☐ 住宅ローンの引受け	金融機関・法務局
☐ 根抵当権の引受け（事業用資金の借入がある場合）	金融機関・法務局
☐ 借金の整理	債権者（司法書士・弁護士）
☐ 遺留分侵害額請求	相続人
☐ 所得税の準確定申告	税務署（税理士）
☐ 相続税の申告	税務署（税理士）
☐ 年金の手続	市区町村役場・社会保険事務所
☐ 健康保険の手続	市区町村役場・社会保険事務所
☐ 事業の許認可（農業、建設業、酒・たばこの販売）	管轄官庁（行政書士）
☐ 特許	特許庁（弁理士）

① 専門家によるワンストップサービス

グリーン司法書士法人・行政書士法人では、相続・遺言について実績のある行政書士と司法書士が対応いたします。税務、相続トラブルにおいては、協力先の実績のある税理士、弁護士が対応いたします。どうぞ安心してご相談ください。

- **相続手続** … 相続関係説明図作成、相続人・相続財産の調査、遺産分割協議書作成
- **名義変更** … 不動産（土地・建物）の名義変更、不動産の調査、自動車の名義変更、有価証券の名義変更、生命保険の名義変更、預貯金口座の名義変更
- **裁判所関連** … 相続放棄、限定承認、特別代理人選任申立てなどの裁判所提出書類の作成
- **相続トラブル** … 遺産分割の交渉・調停や裁判の代理人 → 協力先の弁護士が対応
- **相続税** … 相続税の申告、2次相続対策 → 協力先の税理士が対応
- **生前対策** … 遺言書作成、成年後見、任意後見、生前贈与

② お気軽にお問合せください！



いつでも、遺産相続に関するご相談を受け付けております。まずは、お電話にてご希望の相談日程をお聞かせください。専門家の日程を確保させていただきます。

相談予約

0120-002-110

相談時間

平日：9時00分～20時00分
土・日・祝：10時00分～17時00分
休業日：年末年始

③ 必ず初回は無料相談！



初回の**無料相談**では、およそ**60分～90分**の目安で専門家が、しっかりとお客様のお話をお伺いさせていただき、一連の手続きの流れをご説明させていただきます。また、相続手続に関する書類、裁判所や法務局に提出する書類作成をお手伝いさせていただく場合には、前もって**サポート内容と料金**を丁寧にご説明します。

グリーン司法書士法人・行政書士法人

法人概要	グリーン司法書士法人・行政書士法人
運営責任者	司法書士・行政書士 山田 慎一 大阪司法書士会 登録番号: 第 2983 号 簡裁代理認定 512206 号 大阪府行政書士会 登録番号: 第 6011 号 司法書士 中川 徳将 東京司法書士会 登録番号: 第 8699 号 簡裁代理認定 912077 号
住 所 TEL	東京事務所 〒160-0022 東京都新宿区新宿二丁目 16 番 8 号 新宿北斗ビル3階 03-5357-7743 大阪事務所 〒541-0043 大阪市中央区高麗橋四丁目 5 番 2 号 高麗橋ウエストビル2階 06-4708-5581
営業時間	平 日: 9 時 00 分 ~ 20 時 00 分 土 日 祝: 10 時 00 分 ~ 17 時 00 分 休業日: 年末年始



■グリーン司法書士 OnLine
<https://green-osaka.com/online/>



グリーン オンライン

検索



「相続」「登記」「成年後見」「家族信託」
 法務サービスをトータルサポートします。





司法書士・行政書士・税理士
弁護士・土地家屋調査士
によるワンストップサービスを実現
安心のサポート品質

**実績ある専門家が初回の
無料相談からお手伝い**



<https://green-osaka.com/online/>

グリーン オンライン

検索

遺産相続の無料相談受付中！

まずはお気軽にお電話ください



0120-002-110

【営業時間】 平 日：9時00分～20時00分
土日祝：10時00分～17時00分
休業日：年末年始

アライアンスパートナー・担当者